

会 員 各 位

東京司法書士会  
企画部長 鈴木 加津志

## 「新会社法」パンフレットの訂正について（お知らせ）

標記、新会社法のパンフレットについて、下記のとおり訂正を致しますので、パンフレット配布の際は、ご留意いただけるようお願い申し上げます。

### ・Q4 特例有限会社の監査役の権限について

「定款をもって業務監査権限を与えることはできません。」と記載しておりますが、商事法務1754号によれば、「監査役の権限を拡大することも可能である」とする見解もあります。

### ・Q6 特例有限会社の機関について

解散事由を定めている有限会社では、それを廃止する旨の定款変更と登記をしなければ「みなし解散」されることがあります。と、記載しておりますが、これは、「みなし解散」ではなく、解散事由の発生による解散とするのが正確であると思われ  
れます。

### ・Q9 特例有限会社の名称変更について

特例有限会社が株式会社の商号を使用するためには、定款を変更し、変更決議に基づく有限会社の解散登記及び株式会社の設立登記が必要となりますが、定款変更とは別に、株主総会の特別決議が必要と誤解されるような表現となっております。登記は、あくまで定款変更決議（特別決議）に基づいてなされるものと思われ  
ます。

### ・Q11 会社法施行時における会社の類型について

会社法施行時は、自動的に⑤の類型の会社とみなされます。とありますが、「会社法施行時の株式譲渡制限付中小株式会社では、自動的に⑥の類型の会社と  
みなされます。」との記載が、正確であると思われ  
ます。

### ・Q22 株式会社の設立について

資本金を0円とする会社の設立も理論的には可能とする回答ですが、「資本金の  
額としては1円以上」とするより、「払込の金額は1円以上が必要」と説明するの  
が適切であると思われ  
ます。